

特定自動運行の許可等に関する事務取扱要領の制定について（通達）

〔制定 令和6.12.27 例規交企第34号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第75条の12の規定による特定自動運行の許可等に関する事務取扱要領について、下記のように定め、令和7年1月1日から実施することとしたから、適正な運用に努められたい。

記

特定自動運行の許可等に関する事務取扱要領

第1 目的

この要領は、特定自動運行の許可等に関する事務の取扱いを適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

第2 事務取扱

法第75条の12第2項の規定による特定自動運行の許可、法第75条の13の規定による特定自動運行の許可の申請に係る審査、法第75条の16の規定による特定自動運行計画の変更の許可その他の特定自動運行に関する事務については、交通企画課において行うものとする。

第3 許可の申請

1 許可の申請先

許可の申請の受理は、交通企画課において、特定自動運行の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）から特定自動運行許可申請書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）別記様式第5の9。以下「申請書」という。）の提出を受けて行うものとする。

なお、警察署において許可の申請があったときは、これを受け付けることなく、申請をした者に対し、申請先が交通企画課となる旨を教示すること。

2 申請書等の確認

申請書の提出を受けた交通企画課長は、申請書及び法第75条の12第3項に規定する添付書類（以下「申請書等」という。）を確認し、記載漏れや不足する添付書類があった場合は、必要な訂正及び追加書類の提出を求めるものとする。

なお、審査の内容に応じて必要となる書類にあっては申請者による特定自動運行の許可の申請後に申請者に対し追加的に資料の提出を、特定自動運行計画が許可基準に適合することを担保するため必要となる事項にあっては申請者による特定自動運行の許可の申請後に申請者に対し追加的にその内容を特定自動運行計画へ記載することを求めるものとする。

3 申請の受理

交通企画課長は、申請書等の確認後これを受理し、特定自動運行許可申請受理簿（別記様式第1）に必要事項を記載するものとする。

第4 審査

1 書面審査等

交通企画課長は、提出された申請書等について、法第75条の13第1項に規定する許可基準への適合及び法第75条の14に規定する欠格基準の該当について審査するものとする。この場合において、特定自動運行の経路の調査、特定自動運行を管理する場所の調査及び特定自動運行に使用する自動車の確認のため、実地調査を行うものとする。

2 意見聴取

交通企画課長は、特定自動運行許可の審査において、法第75条の12第2項による意見の聴取を行うときは、特定自動運許の許可に関する意見聴取書（甲）（別記様式第2）により行うものとする。

なお、規則第9条の22の規定による京都府知事、特定自動運行の経路を構成する道路の管理者、学識経験を有する者その他の公安委員会が必要と認める者から意見の聴取を行うときは、特定自動運許の許可に関する意見聴取書（乙）（別記様式第3）により行うものとする。

3 許可条件の付与

交通企画課長は、法第75条の15第1項の規定により許可条件を付与するときは、特定自動運行（変更）許可証（規則別記様式第5の7。以下「許可証」という。）の所定の欄に記載し、記載できないときは、別紙に記載の上、添付すること。

4 許可条件の変更及び新たな条件の付与

法第75条の15第2項の規定により、当該条件を変更し、又は新たに条件を付する場合については、別途書面を作成するなどの方法によりこれを行うこと。

5 特定自動運行許可に係る公示

法第75条の17の規定による特定自動運行の許可及び特定自動運行計画の変更の許可の公示については、特定自動運行許可等公示依頼書（別記様式第4）により、京都府警察がインターネット上に開設するホームページへの登載により公示の手続をとること。

なお、ホームページによる公示の期間は、当該特定自動運行の許可が取り消されるまで又は許可証の返納があったことにより当該特定自動運行が行われないこととなるまでとする。

6 許可証の交付

(1) 許可をしたとき

許可証を交付するときは、特定自動運行許可証交付簿（別記様式第5。以下「交付簿」という。）に許可証番号、許可年月日等の必要事項を記入するとともに、受領欄に申請者から署名を求めるとする。

(2) 許可証の再交付

許可証の再交付については、特定自動運行許可証再交付申請書（規則別記様式5の8。以下「再交付申請書」という。）及び当該許可証（当該許可証を亡失し、又は滅失した場合は、再交付申請書のみ）の提出を受けるものとし、当該許可証の再交付を行う場合は、当該許可証の見やすい位置に「再交付」と記載し、再交付を受けた許可証であることを明確にすること。

なお、当該許可証の番号や許可の年月日を修正する必要はない。

(3) 特定自動運行を行わないこととしたとき

特定自動運行実施者が、特定自動運行を行わないこととした場合、特定自動運行の許可が取り消された場合及び許可証の再交付を受け、亡失した許可証を発見した場合において、特定自動運行許可証の返納を受けたときは、交付簿の備考欄に返納を受けた旨及び年月日を記載するものとする。

なお、許可証の返納を受けたときは、特定自動運行許可証返納公示依頼書（別記様式第6）により、京都府警察がインターネット上に開設するホームページへの掲載により公示の手続をとること。

第5 許可事項の変更

1 特定自動運行計画の変更許可

法第75条の16第1項に規定する特定自動運行計画の変更については、交通企画課において、特定自動運行計画変更許可申請書（規則別記様式第5の10）の提出を受けて行うものとする。この場合において、申請者に対し、特定自動運行計画に変更が生じたことを証する書類の追加提出及び特定自動運行計画への追記を求めることができるものとする。

なお、許可の変更を行った場合は、当該許可の変更に係る特定自動運行実施者に対して、その旨を通知するとともに、当該特定自動運行に係る許可証を返納させた上、許可証を再交付すること。この場合において、新たな許可証番号を付するとともに、許可証に記載する年月日は当該変更許可を行った日とする。

2 軽微な変更等の届出

規則第9条の25に規定する特定自動運行計画の軽微な変更等については、特定自動運行許可申請書記載事項変更届出書（規則別記様式第5の11）及び当該特定自動運行に係る許可証の提出を受けるものとする。この場合において、提出を受けた許可証の記載の事項に変更が生じる場合には、許可証を書き換えるものとする。

なお、当該軽微な変更等により、前記第4の5の公示事項に変更が生じた場合は、当該公示の内容についても修正を行うこと。

第6 その他

1 手数料の徴収

交通企画課長は、特定自動運行許可の事務に関し、京都府警察手数料徴収条例（平成12年京都府条例第16号）第2条の規定により手数料を徴収すべきものについては、その申請の際、申請者に納付させなければならない。

2 立入検査

法第75条の25第1項の規定による立入りは、交通企画課及び警察署の警察官が行うものとする。

なお、立入検査の際は、警察手帳を携帯し、関係者に提示の上、実施するものとする。

3 行政処分

(1) 特定自動運行実施者に対する指示

法第75条の26に規定する特定自動運行実施者に対する指示は、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号の不利益処分に該当することから、行政手続法第13条第1項の規定に従い、当該指示の名宛人である特定自動運行実施者について意見

陳述のための手続をとるほか、各種法令の規定に従い適正な手続により行うこと。

(2) 許可の取消し及び許可の効力の停止

法第75条の27第1項の規定により特定自動運行実施者に対し、特定自動運行の許可を取消したときは、特定自動運行許可取消公示依頼書（別記様式第7）により、京都府警察がインターネット上に開設するホームページへの登載により公示の手続をとること。

なお、当該許可の取消し又は許可の効力の停止をしようとする場合は、行政手続法第13条第1項の規定に従い、当該処分の名宛人である特定自動運行実施者について意見陳述のための手続をとるほか、各種法令の規定に従い適正な手続により行うこと。

(3) 許可の効力の仮停止

法第75条の28に規定する特定自動運行の仮停止をした警察署長は、特定自動運行に係る仮停止事案発生報告書（別記様式第8）により、速やかに交通企画課長を経由して公安委員会に報告するものとする。

なお、仮停止については、当該処分を受けた特定自動運行実施者に対し弁明の機会を与えなければならないことから、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）の規定に従い、適正な手続により行うこと。

様式第 2

<p>特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>京都府公安委員会 印</p> <p>年 月 日、別添 1（特定自動運行許可申請書の写し）のとおり、道路 交通法第75条の12第 1 項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、同 法75条の13第 2 項の規定に基づき、別添 の書類を添えて意見を聴取し ます。</p> <p>つきましては、年 月 日までに文書をもって回答願います。</p> <p>1 申請者の氏名又は名称</p> <p>2 意見聴取の内容</p> <p>一 特定自動運行用自動車は自動運行装置を備えたものであることについて疑義 はないか。また、当該自動運行装置は、自動運行装置の作動中であっても運転 操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではない か。</p> <p>二 特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用 条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか。</p> <p>三 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行による人又は物の運送は、 特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、 当該地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出 張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められるも のであるか。</p>	
取扱者の氏名及び連絡先	

- 備考 1 不要な文字は横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 3

<p>特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>京都府公安委員会 印</p> <p>年 月 日、別添 1（特定自動運行許可申請書の写し）のとおり、道路 交通法第75条の12第 1 項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、道 路交通法施行規則第 9 条の22の規定に基づき、別添 の書類を添えて意 見を聴取します。</p> <p>意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。</p> <p>1 申請者の氏名又は名称</p> <p>2 意見聴取の内容</p>	
取扱者の氏名及び連絡先	

- 備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第4

年 月末日廃棄

殿

第 号
年 月 日
交通企画課長

特定自動運行許可等公示依頼書

特定自動運行を許可したことから、下記の事項についてホームページにより公示されるよう依頼します。

記

実施者の氏名等	
特定自動運行の経路	
日時及び時間帯	
前提となる気象の状況	
前提となる道路の構造	
他の交通に及ぼす影響の程度	
許可年月日	
その他の事項	
備 考	

年 月末日廃棄

殿

第 号
年 月 日
交通企画課長

特定自動運行許可証返納公示依頼書

特定自動運行許可証の返納を受けたことから下記の事項について、ホームページにより公示されるよう依頼します。

記

許可失効の理由	
特定自動運行実施者の氏名等	
特定自動運行の経路	
日時及び時間帯	
許可失効年月日	
その他の事項	
備 考	

年 月末日廃棄

殿

第 号
年 月 日
交通企画課長

特定自動運行許可取消公示依頼書

特定自動運行許可証の返納を受けたことから下記の事項について、ホームページにより公示されるよう依頼します。

記

許可取消の理由	
特定自動運行実施者の氏名等	
特定自動運行の経路	
日時及び時間帯	
許可取消年月日	
その他の事項	
備 考	

様式第 8

年 月 末日 廃棄

京都府公安委員会 殿

第 号
年 月 日
京都府 警察署長

特定自動運行に係る仮停止事案発生報告書

道路交通法第75条の28の規定による特定自動運行に係る仮停止事案が発生したので、次のとおり報告します。

対象等	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
	許可証番号	第 号
仮停止の年月日		
仮停止の理由		

注 関連する資料を添付すること。